

令和6年4月8日

保護者 様

岡山市立旭東小学校
校長 延堂 雅美

気象警報発令等への対応について（お願い）

日頃より学校教育につきまして多大なご理解とご支援をいただき、ありがとうございます。

さて、近年は西日本豪雨など、異常気象により、気象警報が何度も発令され、学校が避難所となる場合もありました。

そこで、岡山市教育委員会から示されている気象警報発令等による臨時休業判断基準をお知らせします。なお、令和4年度に出されたものですので、新たに改正されたものが出た場合は、改めてお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましても、気象警報による判断の仕方について、十分なご理解とご配慮をよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業となる気象警報等

- | | | | |
|--|-------|-------|--------|
| ○各特別警報 | ○暴風警報 | ○大雪警報 | ○暴風雪警報 |
| ○警戒レベル4（避難指示）が発令された地域を含む中学校区の小・中学校 | | | |
| →例：旭東小学校区で避難指示が発令された場合は、平井小、東山中も臨時休業となります。 | | | |
| ○震度5弱以上の地震（前日の午後5時から当日の登校時刻までに発生した場合） | | | |

※上記の警報等が発令されていない場合でも、児童に危険が及ぶと判断された場合に限り、学校や地域の事情に応じて臨時休業とする場合があります。また、保護者の方で危険だと判断された場合は、お子様の登校をお控えください。

※「各特別警報」とは、警報をはるかに超えて重大な災害の起こるおそれが高まっている場合に発表されるものです。

2 臨時休業となる警報発令地域

岡山県全域、岡山県南部、岡山地域

3 安全確保のための具体的な対応

- (1) 登校前（午前6時30分の時点）に臨時休業となる警報等が発令されている場合
臨時休業となります。その後、警報等が解除されても、その日は臨時休業です。
- (2) 登校後に臨時休業となる警報等が発令された場合
すぐに下校するか、しばらく待機してから下校するかを学校が判断します。職員や保護者が付き添っての方面別の集団下校や保護者の方に学校まで迎えをお願いすることがあります。その際は、LINEでお知らせをします。お子様が早く下校したときの家庭での安全や家族との連絡の仕方などについて十分話し合い、対策を立てておいてください。
- (3) 地震発生時に児童が学校にいる場合
震度5弱以上の地震があった時は、児童を学校に待機させ、保護者への引き渡しを行います。

4 その他

- 異常気象時における学校への電話での問い合わせは、大変混雑しますのでご遠慮ください。
- 給食の有無や弁当持参の依頼、その他詳細については、その都度LINEでお知らせします。なお、給食中止については、可能な限り前日の昼12時までに決定される予定です。しかし、決定されず臨時休業になった場合、主食代（パン・麺・米飯）は保護者負担となりますので、ご了承ください。